

## STOP！定額働かされ放題～裁量労働制の適用拡大反対集会～ 集会アピール

厚生労働省の「これからの労働時間制度に関する検討会」報告書を踏まえ、現在、労働政策審議会で、裁量労働制の適用対象業務の拡大を含めた議論が行われています。

労働者に長時間労働をさせる濫用事例が跡を絶たない裁量労働制のそもそもの問題や拡大の適否の議論を置き去りにしたまま、「働き方に対する労使の多様なニーズに応える」ことの必要性が強調されており、2018年の働き方改革関連法案から削除された裁量労働制の適用対象業務の拡大が、再び進められようとしています。

しかし、そもそも裁量労働制は、実労働時間にかかわらず、一定の労働時間を働いたものと「みなす」制度であり、実労働時間を規制して労働者の健康・生活時間の確保を図るという労働基準法の大原則に対する、あくまで例外の制度です。たとえ適法に要件を満たしていたとしても、実労働時間管理が行われなくなり、「みなし時間」の名の下で長時間労働を強いられるという危険性が大きいにあります。現に、みなし時間と乖離した長時間労働を行っている例は少なくありません。さらに、要件を満たさない業務に適用されるなどの濫用事例も多数発生しています。裁量労働制の対象業務が安易に拡大されるようなことがあれば、さらなる長時間労働を助長し、濫用事例も増加することが想定されます。

2021年6月25日に公表された裁量労働制の実態調査では、裁量労働制の適用労働者の方が非適用労働者よりも1日の平均実労働時間数が長い、適用労働者の1割弱は1週間の労働時間の平均が60時間を超えている、といった結果が出ました。さらに、自己のみなし労働時間が分からないと回答した適用労働者は約4割もおり、業務の遂行方法や時間配分、出退勤時間について、労働者自身ではなく上司が決定しているという回答も少なからず見受けられました。裁量労働制は、長時間労働・健康被害の危険をもたらす制度であり、本来の趣旨とは異なる濫用的な使われ方をされている実態があることは、実態調査の結果からも明らかとなっています。

裁量労働制を導入せずとも、フレックスタイム制の活用等により、柔軟な働き方に対するニーズを満たしつつ、労働者が自律的・主体的に働くことは十分に可能です。

今行うべきことは、裁量労働制の適用拡大の議論ではありません。対象業務の範囲を明確化・限定化し、また制度が違法・濫用的に利用されている実態を是正し、労働者の健康確保や労働時間削減を実現するための、実効的な立法措置を講じることです。検討会報告書において指摘され、労政審でも議論されている、労働者の健康・福祉や適正な制度運用を確保するための措置について、積極的に導入を進めていくべきです。

私たちは、長時間労働を助長する裁量労働制の適用対象業務の拡大には、断固として反対します。